# 岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第 11 回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成 27 年 4 月 17 日 (金) 午後 2 時から午後 4 時 55 分	
開催場所	岩倉市役所 会議室 7	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 平成 26 年度岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募 市民公募 市民公募 市民公募 総務部行政課長 市民部市民窓口課長 総務部協働推進課主査	小林 慶太郎 德男 宏雄 张雄子 张野田 明美 那种 政 定 歌 中村藤 中村藤 英 知 大 野 明 女 大 野 明 女 大 野 兵 大 野 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
事務局職氏名	協働推進課長 秘書企画課長 協働推進課主幹 秘書企画課主査 協働推進課主事 協働推進課主事 まちづくり政策推進特命担当	小松 浩 長谷川 忍 竹井 鉄次 加藤 淳 須藤 隆 宇佐美 祐二 柴山 俊介
会議次第	<ol> <li>あいさつ</li> <li>議事録の承認</li> <li>条例案の説明</li> <li>議事         <ul> <li>(1)総則について</li> <li>その他</li> </ul> </li> </ol>	
配付資料	<ol> <li>次第</li> <li>資料1:第10回検討委員会議事録</li> <li>資料2:第10回検討委員会の協議内容に係る条文</li> <li>資料3:(仮称)岩倉市市民参加条例の検討手引き</li> <li>資料4:(仮称)岩倉市市民参加条例ワークシート</li> </ol>	₹ No.28、29

#### 議事録

次第2~5について

## 2 議事録の承認

[事務局が作成した第9回検討委員会の議事録について承認]

#### 3 条例案の説明

[事務局より資料2に基づき条文(案)について報告後、委員により議論]

**委員** 住民の定義について、年齢「満 18 歳以上」と規定しているが、前回までの議論では、 年齢については、住民の定義ではなく投票資格者の部分で規定することとなっていた はずである。さらに厳密には、年齢は公職選挙法の規定に準じることとし、附則にお いて公職選挙法の改正までの期間は満 18 歳以上とすることとしていた。

**委員** 住民の定義が、他の法令や一般的な認識と乖離し過ぎている。年齢については投票 資格者の部分で規定するべきである。

**委員** 同意である。条例を制定する上では、読み間違えや誤解の可能性を極力排除しなければいけない。

**委員** 自治基本条例の中で言葉の定義が明確にされていないので、この条例の中で分かり やすく定義したい。

委員 投票資格について、満 18 歳以上と規定することが岩倉市の住民投票の特徴であり、 公職選挙法の改正に影響されたものではない。本文で満 18 歳以上と規定し、附則で公 職選挙法との折り合いについて触れるべきである。

**委員** 一般市民にとっては、市民とは岩倉に関係のある人や団体等を広く指すものであり、 住民とは岩倉市に住んでいる人であると定義したほうが分かりやすい。その上で、投 票資格者とは、住民の中でも満 18 歳以上の人を指すとしたほうがよい。

**委員長** この条例において、「住民」という言葉が出てくるのは住民投票に関する部分だけであり、その他はすべて「市民」と表現されている。「住民」を定義しようとするから複雑になるのであって、「市民」と「投票資格者」だけを定義すれば足りるのではないか。

**委員** 同意である。「住民」の定義は必要ない。

**委員** 住民という概念が関係してくるのは、住民投票と市民討議会だけなので特に定義する必要はない。

**委員** 定義しなくても成り立つのであれば必要ない。

**委員長** では、「住民」の定義はしないこととし、「市民」と「投票資格者」を定義することとする。

- **委員** 自治基本条例が最高規範であり、そこで定義してある「市民」をさらに定義する必要はない。
- **委員** 自治基本条例の定義と同じ内容をそのまま規定すればよい。
- **委員** 条例案のとおりとして、パンフレット等の解説において、自治基本条例を引用した 補足をすればよい。
- **委員** 自治基本条例に基づいているとはいえ、別の条例であるため「市民」の定義は必要である。ただ、同じ内容を繰り返し規定することは不適切である。自治基本条例を読み返すきっかけともなるので、条文案のとおりの規定がよい。
- **委員長** では、「市民」については条文案のとおり定義する。ただし、パンフレット等の解説において、自治基本条例での定義を必ず記載する。「投票資格者」についてはどうか。
- **委員** 公職選挙法と同じ定義にして、「なお、公職選挙法が改正されるまでの間は満 18 歳以上とする」とすればよい。
- **委員** 岩倉市の市民参加条例の意思として「満 18 歳以上」という規定をするべきである。 公職選挙法に準じることとすると、その意思がぼやけてしまう。
- 委員 投票資格者以外の部分でも岩倉市の特色を出すことはできる。公職選挙法に準じる とした方が、今後さらに年齢要件が17歳、16歳と下がった時にも自動的に対応でき て便利である。
- **委員** 年齢要件がさらに下がっていくことは考えにくい。仮にそうなった場合には、その 時また議論すればよい。
- **委員** 同意である。議論の成果として、満 18 歳以上という岩倉市の特色を前面に出すべきである。また、公職選挙法を引用する場合には、国政・県政・市政とある中で、市政に限定するような記述をするべきである。
- **委員長** では、この検討委員会での議論の成果を尊重する形として、投票資格者を「住民投票ができる者」と定義し、投票資格者の要件を「満 18 歳以上の日本国籍を有するもので、引き続き 3 月以上岩倉市に住所を有するもの」と規定してよいか。
- 委員 異議なし。
- **委員** もう一点、目的についての条文案の最後の「協働のまちづくりを推進することに よって、市民を主体とした自治の実現を図る」という部分が、自治基本条例とまった く変わらないのは不自然である。
- **委員長** 自治基本条例から派生して制定されるという立場上、最終的な目的は自治基本条例 と同じになるのではないか。
- **委員** 自治基本条例から派生したそれぞれの条例に目的があり、それらを束ねると自治基本条例の目的となる。市民参加条例の目的は「市民の意見を広く市政に反映させるこ

と及び協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする」としてはどうか。

**委員長** では、一旦、今の提案どおり規定することとし、条文全体を見直した際に不具合が あれば修正することとする。

## 4 議事

## (1) 総則について 〔委員により検討〕

**委員長** まず、No.26「各主体の役割」について議論する。市民の役割について規定しないという意見はあるか。

**委員** 執行機関以外については、参加の権利さえ保障されてあればよく、役割は規定する 必要はない。

**委員** 市民参加を促すためにも、努力目標として市民の役割を規定するべきである。

**委員** 協働において、市民がどのように行動するべきかを明らかにするためにも規定する べきである。

**委員** 市民の中には住民以外も存在するため、岩倉の自治の担い手として一律に役割を与 えるべきではない。

**委員** 市民活動を盛り上げていくという観点からも、決して強制ではないが、積極的に参加を促したい。

**委員** 協働とはあくまで対等の関係である。強制するのではなく、権利だけを規定するのであればよい。

**委員長** 参加してほしいというこちらの思いを、「参加することができる」という言葉で表現することもできる。

**委員** 参加を強制したり促進することを規定するのではなく、相互理解や尊重に努め、地域コミュニティの一員としての自覚を持つことなど、参加するにあたっての心構えを 規定するべきである。

**委員** 和光市のように、積極的に参加に努めることとし、参加にあたっては自身の言動に 責任を持つことと規定するべきである。

**委員長** 前回の議論にもあったが、積極的な参加を求める一方で、参加しない自由について も配慮しなければならない。

**委員** ボランティアを例にすると、無償ボランティアは「参加」しているのはなく自発的に活動しており、条例があろうがなかろうが活動している。しかし、有償ボランティアや「協働」は条例などの枠組みの範囲内での活動に過ぎない。この違いは、条例での記述の方法だけで表現できるものではないので、あえて規定する必要はないと考える。

**委員** 今、市民活動支援センターの新たな事業として「まちづくりネットワーク」という、

市民と団体を仲介する仕組みを始めようとしている。ボランティアや市民活動を始めたくても機会がなくて動き出せない人も存在することを知っておいてほしい。その人たちのきっかけづくりとして背中を押すためにも、市民の役割を規定する意義はある。

**委員** 市民活動への参加に特化した条例ではないため、あまり限定的な表現は避けるべき である。

**委員長** 初期の頃に、市民参加手続について議論したが、その手続への参加、つまり市政への参加について規定してもよいかもしれない。

**委員** 「市民は、自治の担い手として協力してまちづくりの推進に参加することができる」としてはどうか。

**委員** 「できる」ではなく「望ましい」としてほしい。

**委員長** 市民の参加に関する規定について意見は出たが、他はどうするか。相互尊重や、言動へ責任を持つなどの提案もあったが、このあたりを規定しておくべきか。

**委員** 市民からの情報発信も必要である。市民と行政が相互に情報を提供し合う中で市政 にも関心を持ってもらう。参加にあたっては、言動に責任を持たせることも必要であ る。

**委員長** 表立って参加はせずに、外野から意見を言うだけの人がいる。そのような人にも言動に責任を持ってもらう必要があるので、参加を前提にしない方がよい。

**委員** 関心の低い人の参加を促すためにも「市政への関心を深め、市民参加に関して理解 を深めること」程度には規定しておいたほうがよい。

**委員** 自治基本条例第 10 条第 3 項に市民、議会及び執行機関は、互いの役割と責務の下に 協働のまちづくりに努める旨の規定があるので、それぞれの役割を規定するべきであ る。「~ができる」という表現は必ずしも権利だけを示す表現ではなく、呼びかけと しても使用されるので不適切ではない。

**委員長** ここまでで4つの提案があった。一つ目は、市政に関心を持って理解を深めるように努めること。二つ目は、自治の担い手としてまちづくりの推進に参加できるということ。三つ目は、互いに尊重するよう努めること。最後に、自身の言動に責任を持つこと。この四つを基に事務局に条文を構成してもらうこととしてよいか。

**委員** 参加しない人の責任や責務について、厳しく規定することは避けたい。

事務局 市民参加にあたり、市民は自分の意見と行動に責任を持つという書き方であればよいか。

**委員長** 参加に限定せずに、「市民は」とすれば市民全体に対して柔らかく責任を求めることができる。自治基本条例第4条「市民主体の原則」の中に、市民は「自覚と責任を持って」と表現されているので、市民参加条例ではそれ以上の規定はしないこととする。それ以外の、参加できるということ、互いを尊重すること、関心を持つことの3

点を中心に規定するということでよいか。

委員 異議なし。

**委員長** 次に、執行機関の役割について議論したい。

**委員** 職員が、この市民参加条例を遵守するよう規定するべきである。

**委員** この条例に限らず、職員が条例を遵守することは当然の義務である。

**委員長** 他の自治体では、職員に対して、協働や市民参加に関する研修の実施等を求める例 もある。

**委員** 職員は、他の市民よりも一層協働に取り組まなければならない。岩倉市在住の職員 はなおさらである。

**委員長** 積極的な参加を促すために、この条例を理解し、趣旨を踏まえて行動するべきだと 規定してもよいかもしれない。

**委員** 執行機関とは、職員個人を指すものではない。組織として、積極的な情報提供・参 加機会の充実や保障、環境整備等を規定するべきである。

**委員** 自治基本条例第3条の言葉の定義では、執行機関に職員が含まれていない。

**委員** 職員は、市長の補助機関であるため、「市長」の中に職員も含まれていると解釈することが通例である。

**委員** 個人的には当然理解しているが、条文を読んだだけの人にとっては、そこまでの解 釈はできない。解説等で補足したとしても、解説には法的拘束力はない。

**委員** 法的解釈上、執行機関として「市長」と記述した場合に、市長個人を指すという考え方はあり得ない。当然に職員を含む組織全体を指している。

**委員** 第8条及び第9条で、市長と職員をそれぞれ別に規定していることから、整合性が とれていないとも考えられる。

**委員長** その上で、市民参加条例ではどのように役割を規定するか。職員の役割については、 条例をよく理解し、積極的に参加することを規定すればよいか。

**委員** 職員に対して、市民として積極的な参加を求めることは理解できる。ただ、それに付け加えて、職員であることを理由にして何か義務を課すことには反対である。実際には参加する場合が多いと思うが、条例に義務として規定すべきではないと思う。

**委員長** 自治基本条例では、職員の役割と責務を規定しているがどうか。

**委員** 職務における役割と責務を規定しているのであって、個人について規定しているわけではない。例えば、職員が平日に市民活動に参加したいという場合に、休暇の取得を認めるなどの環境整備をすることが執行機関としての役割である。この際に、そもそも参加するかどうかは、市民としての職員が自由に決めるべきものである。

**委員長** では、執行機関の役割については、情報提供・参加機会の充実・環境整備に努める と規定し、職員の役割については、条例をよく理解して職務に励むと規定することで よいか

委員 異議なし。

**委員長** 次に、議会の役割についてはどうか。

**委員** 議会は、市政を監視する機関として独立して存在するべきであり規定する必要はない。

**委員** 規定するのであれば、市民からの提案に基づいて議案が提出された場合は、市民の 意見を聞く機会を設けるように規定するべきである。規定しなくてもよい。

**委員** 市民と執行機関については規定するのに、議会だけ規定しないことに違和感を覚える。ただ、議会に関することについては、議会基本条例で定めているという解釈を認めるのであれば、規定しなくてもよい。

**委員** まったく触れないことにも抵抗がある。

**委員長** では、議会については、「議会基本条例に基づき、市民参加と協働に努めます」と 規定することでよいか。

委員 異議なし。

**委員長** 次に、№.27「見直し」について、見直し期間を設定するかどうか。

**委員** 自治基本条例に合わせて5年ごとに見直すこととしたい。

**委員** 明確でなくてもよいが、なんらかの期間を定めたい。

**委員長** これまでの議論で、検証については、自治基本条例審議会によって実施することになっている。検証の結果や、状況に応じて見直しを行うとしてよいか。

委員 異議なし。

## 5 その他

今後の日程 第12回 平成27年5月15日(金)会議室7 午後2時から4時30分まで